

「家庭の日」

「家庭の日」とは

家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするための日です。

「家庭の日」の趣旨

子どもの健全な成長のために最も大切な場所は家庭です。家族の愛情に支えられ、人格の形成や生活上の基本的なルールを身につける基盤となる場です。ただ、日常生活を送る中で、家族のすばらしさや大切さを忘れてしまいがちです。改めて家族の団らんの場を意識し、良さを見直すきっかけ作りとして、「家庭の日」を設けました。

長崎県では平成13年度からはじめた「ココロねっこ運動」の取組の一つとして「家庭の日」に取り組んでいます。

子どもたちが望むこと(小学5年生)

- 1位 良いことをしたときは、ほめたり認めたりしてほしい
- 2位 家族そろって楽しむ時間をつくってほしい
- 3位 特にない

子どもたちは家族そろって楽しむ時間をつくってほしいといっています。親子のふれあいは、子どものすこやかな成長にとっても大切です。

「家庭の日」は昭和40年代に、仕事で休日もなく働くことで家族のふれあいが不足していることが懸念され、せめて月に1度は、家族全員が子どもを中心とした家族生活をしようという趣旨で、全国に広がった運動です。

-実践・推進のために-

学校や地域の出番があります。

家族が絆を深める場は家庭の中だけではありません。学校やPTA、子ども会や健全育成団体のイベントでは、スポーツや体験活動などを通して、親子がふれあう機会が生まれています。共通の体験活動は信頼関係を強くし、家族の良さに気づく場でもあります。いろいろな場所で魅力ある取組が展開することを求められています。

長崎県子育て条例 (平成20年10月14日施行)

第25条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、毎月1回「家庭の日」を定め、家族のきずなを深めるように努めます。

2 県は、市町などと連携して、家庭の日の趣旨について広報と啓発を行います。

※標準…第3日曜日を目安にしてほしいという意味です



大事な取組はこれです (保護者)

- 1位 人間関係を築く力を充実させる活動の推進
- 2位 家庭でのしつけや教育の大切さについての啓発
- 3位 自然体験や社会体験の拡充

保護者は家庭のしつけとともに、人間関係を築く力を充実させる活動や自然体験・社会体験を子どもたちの成長に必要と考えています。

平成24年度長崎県児童生徒の社会性・規範意識に関する調査研究より

本県では昭和56年から長崎県青少年育成県民会議が提唱し運動が始まりました。また、平成20年には長崎県子育て条例において毎月第3日曜日を標準日とする「家庭の日」が明記されました。

